

大阪府スポーツ推進審議会における部会の設置について

大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和 37 年大阪府条例第 6 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、大阪府スポーツ推進審議会に次の部会を設置する。

第 3 次大阪府スポーツ推進計画策定部会

（所掌事務）

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条第 1 項に基づく第 3 次大阪府スポーツ推進計画の策定について、調査審議すること。

（設置期間）

所掌事務に関する審議が終了するまで。

【参考】

○大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和 37 年大阪府条例第 6 号）（抄）

（専門委員）

第 4 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、大阪府教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第 7 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。